

# 墨田区地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

## 第6次計画



墨田区環境キャラクター「地球くん」

2026年（令和8年）3月

墨田区

# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項                    | 1  |
| 1 温室効果ガスの排出をめぐる動向               | 1  |
| (1) 世界の温室効果ガス排出量削減に向けた動き        | 1  |
| (2) 国の動向                        | 1  |
| (3) 東京都の動向                      | 1  |
| (4) 本区の取組                       | 2  |
| 2 第5次計画（令和2年度～令和7年度）のまとめ        | 2  |
| (1) 第5次計画における温室効果ガスの削減目標        | 2  |
| (2) 第5次計画の目標達成状況                | 2  |
| 第2章 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第6次計画） | 5  |
| 1 計画の策定について                     | 5  |
| 2 計画の目的                         | 5  |
| 3 計画の期間                         | 5  |
| 4 計画の対象範囲                       | 5  |
| (1) 計画の範囲                       | 5  |
| (2) 対象とする温室効果ガス                 | 5  |
| 5 計画の目標                         | 6  |
| (1) 温室効果ガスの削減目標                 | 6  |
| (2) 削減目標の考え方                    | 6  |
| (3) エネルギー使用量の削減目標               | 6  |
| (4) 温室効果ガス排出量の算定方法              | 6  |
| 6 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け    | 7  |
| 第3章 温室効果ガス削減の取組                 | 8  |
| 1 徹底した省エネルギー化の推進                | 8  |
| 2 再生可能エネルギー利用の拡大                | 8  |
| 3 庁有車の次世代自動車への転換等               | 8  |
| 4 環境行動の推進・日常業務における取組            | 9  |
| (1) 環境行動の提案                     | 9  |
| (2) 業務における取組                    | 9  |
| (3) 取組による削減効果例                  | 10 |
| 第4章 計画の推進・点検・評価                 |    |
| 1 推進体制                          | 12 |
| 2 推進方法                          | 12 |
| 3 公表                            | 13 |
| 4 職員に対する研修等                     | 13 |
| 参考資料                            | 14 |

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 温室効果ガスの排出をめぐる動向

#### (1) 世界の動き

2015（平成27）年12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）でパリ協定が採択され、産業革命前から世界の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃未満に抑制する努力を追求することが明記されました。2023（令和5）年3月にはIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書で「気温上昇とともに今後気候変動の影響とリスクは一層大きくなり、このままでは2040年までに1.5℃に達し、適応の限界を迎える。」とこれまで以上に各国の温室効果ガス排出量削減対策の緊急性を訴えています。2024（令和6）年11月のCOP29では、146カ国（全てのG20）が年限付のカーボンニュートラル目標を掲げ、その達成に向けて動き出しています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、行政や企業等をはじめ、全てのステークホルダーが気候変動などの環境問題の解決を目指して、引き続き取組を進めています。

#### (2) 国の動向

##### ア 日本から排出される温室効果ガス削減の取組

2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指し、再エネ活用などのエネルギー転換を促進するとともに省エネ住宅や食品ロス削減など脱炭素型の暮らしへの転換を図り、脱炭素と経済成長の同時実現に向けGX投資（再エネなどのクリーンエネルギー活用への取組に対する投資）などの取組を進めています。

##### イ 国の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組

国の事務及び事業活動に伴い排出される温室効果ガスについては、2025（令和7）年2月に改訂された「政府の事務・事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」により2013（平成25）年度を基準年として2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標に取組を強化しています。

#### (3) 東京都の動向

##### ア 都内から排出される温室効果ガス削減の取組

都は2025（令和7）年3月に環境施策と経済成長を両立させた「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2000（平成12）年比で2030（令和12）年までに都内からの温室効果ガス排出量を50%削減、エネルギー使用量を50%削減する目標を設定しています。

また、2050年ゼロエミッション実現を目指し、2030年カーボンハーフとその先を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を公表し、2035（令和17）年までに都内の温室効果ガス排出量を60%以上削減する目標を新たに掲げました。

##### イ 都の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組

都は2025（令和7）年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を改定し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2000（平成12）年度比で55%、エネルギー消費量35%それぞれ削減するほか、再エネ電力利用割合を65%以上、2035年度までに太陽光発電設置量を74,000kWに加え、10,000kWの次世代型ソーラーセル等の導入を目標設定しています。

また、都有施設の改築等における ZEB 化の推進、断熱改修の促進、太陽光発電設備のさらなる率先導入等によるエネルギー消費量の削減、再エネ電力利用の拡大などの取組を強化しています。

#### (4) 本区の実施

##### ア 区内から排出される温室効果ガス削減の実施

本区の地球温暖化対策の実施として、すみだ環境基本条例（平成 18 年 4 月施行）に基づき、「第三次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）」が令和 8 年 3 月に策定されました。このプランでは、喫緊の課題となっている地球温暖化対策をより一層推進するため、地域からの温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減を目的として墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、2035（令和 17）年度までに 2000（平成 12）年度比で温室効果ガスを 60%削減、エネルギー消費量を毎年 1%以上削減する目標を定め、施策を進めています。

##### イ 本区の事務事業に伴う温室効果ガス削減の実施

1998（平成 10）年 5 月に「墨田区地球温暖化防止推進要綱」を策定して以来、2001（平成 13）年 3 月に策定した「墨田区地球温暖化防止計画（第 1 次計画）」から「※墨田区地球温暖化防止実行計画（事務事業編第 5 次計画）」に至るまで 4 度にわたり計画を見直し、職員による省エネ行動の推進や施設における高効率機器の導入、照明の LED 化等、区の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を行ってきました。

なお、省エネ行動の推進としては「墨田区地球温暖化防止推進要綱」に基づき、選任したエコマネージャーを中心に各職場における電気、ガス、水道、燃料、紙の各使用量の削減に取り組むとともに、庁舎及び事業所で廃棄物の削減に取り組んでいます。（※第 3 次計画から名称を変更しています。）

## 2 第 5 次計画（令和 2 年度～令和 7 年度）のまとめ

### (1) 第 5 次計画における温室効果ガス削減目標

2013（平成 25）年度比で、2025（令和 7）年度までに温室効果ガス排出量を 27.5%削減する。

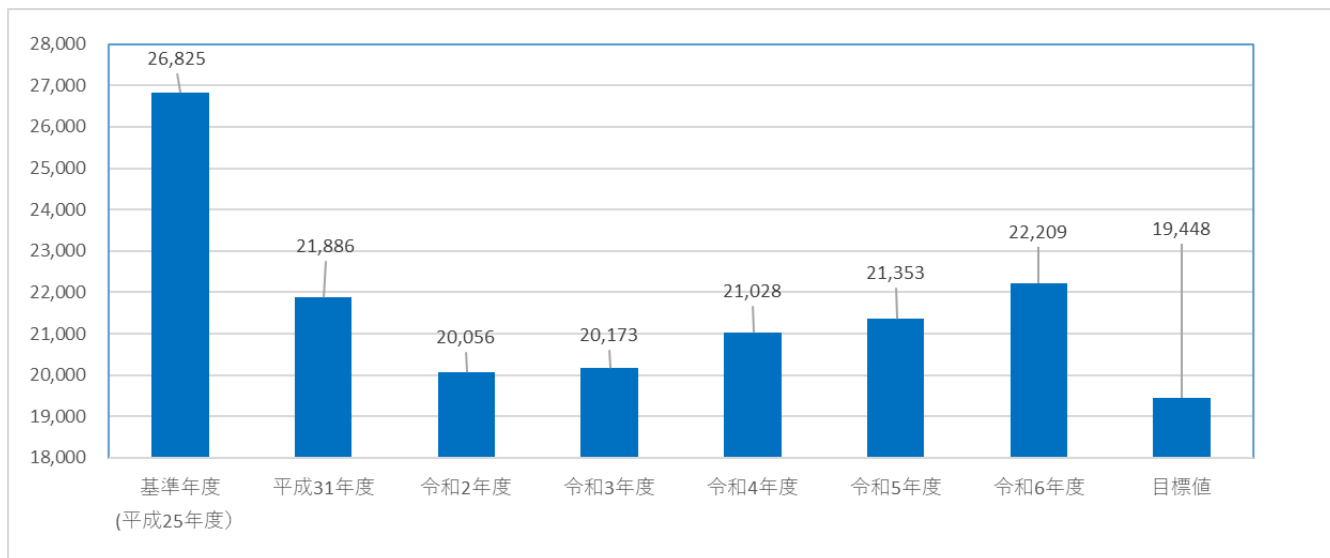
地球温暖化対策計画（業務その他部門）の削減目標に即して、第 4 次計画での温室効果ガスの削減実績や今後の削減見込みなどを考慮し、2025（令和 7）年度までの削減目標を設定しました。また、温室効果ガス排出量の算定対象にはしていませんが、地球温暖化防止に寄与する取組として、水の使用量や紙の使用量及び庁舎から排出される廃棄物の削減を個別の削減目標に加えました。

### (2) 第 5 次計画の目標達成状況

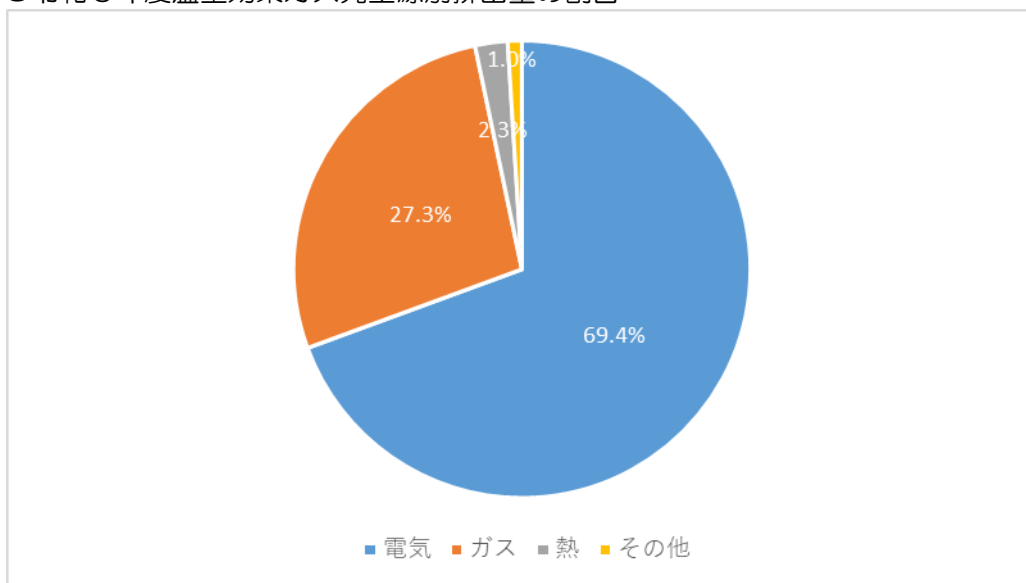
区の事務事業から排出される温室効果ガスは、2024（令和 6）年度において 22,209 t - CO<sub>2</sub> となっており、第 5 次計画の基準値である 2013（平成 25）年度の 26,825 t - CO<sub>2</sub> から 17.4%の削減となっています。しかしながら、近年の酷暑等の影響もあり、直近 3 年間は温室効果ガスの総排出量、各エネルギー使用量が増加し、目標達成には程遠い結果となっています。

これらのことから、今後は目標達成に向けて、省エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギーの活用とともに、職員一人ひとりの省エネルギー意識醸成、実践行動が必要となります。

○温室効果ガス年度別排出量の推移 単位：t-CO<sub>2</sub>



○令和6年度温室効果ガス発生源別排出量の割合



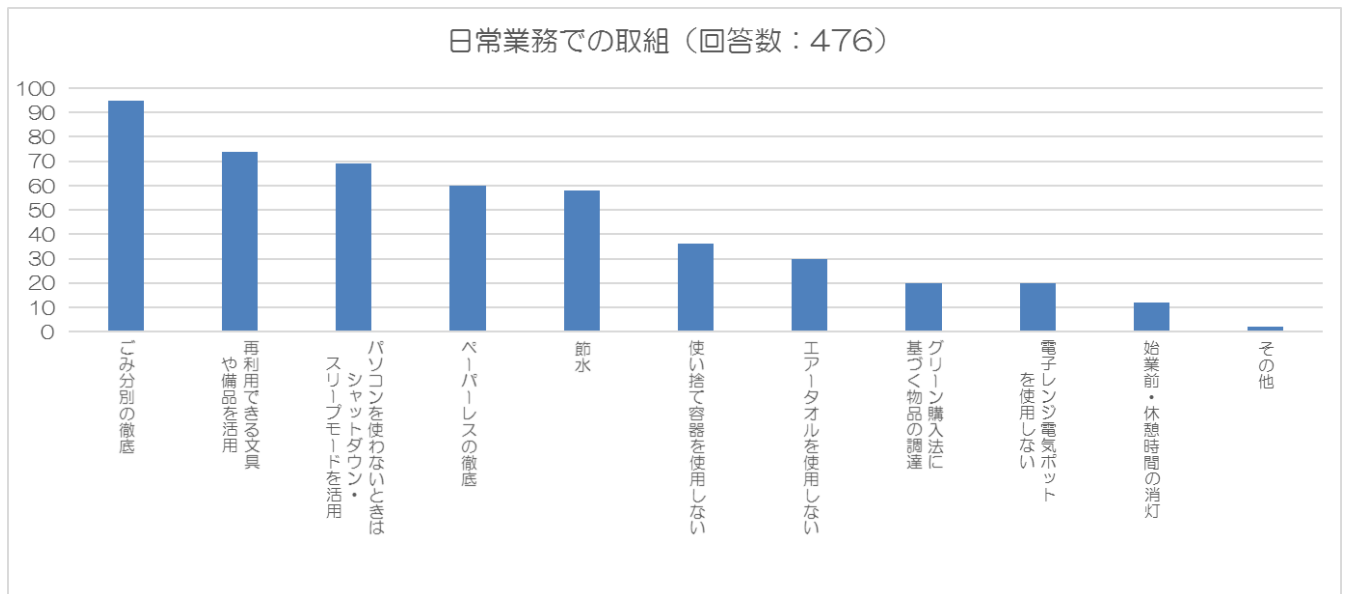
○各使用量及び温室効果ガス排出量の推移

|                                   | 基準年度               | 実績                |                   |                   |                   |                   | 目標値               |
|-----------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                   | 2019年度<br>(平成31年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
| 電気 (kwh)                          | 33,840,588         | 30,043,871        | 30,468,685        | 31,246,839        | 31,671,430        | 32,448,541        | 31,810,153        |
| ガス (m <sup>3</sup> )              | 2,459,001          | 2,597,232         | 2,715,390         | 2,783,332         | 2,818,349         | 2,742,687         | 2,311,461         |
| 熱 (MJ)                            | 7,162,882          | 6,905,470         | 6,938,248         | 7,167,208         | 7,551,519         | 8,951,780         | 6,733,109         |
| 燃料 (ℓ)                            | 98,384             | 95,108            | 80,099            | 81,705            | 94,379            | 96,146            | 92,481            |
| 温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 21,886             | 20,056            | 20,173            | 21,028            | 21,353            | 22,209            | 19,448            |

○水、紙の使用量及び廃棄物の排出量の推移

|                      | 基準年度               | 実績                |                   |                   |                   |                   | 目標値               |
|----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                      | 2019年度<br>(平成31年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
| 水道 (m <sup>3</sup> ) | 606,542            | 520,104           | 548,779           | 540,771           | 621,257           | 597,219           | 570,149           |
| 紙 (A4換算枚)            | 73,496,215         | 70,003,534        | 91,825,380        | 85,116,245        | 85,694,713        | 76,963,988        | 69,086,442        |
| 廃棄物 (k g)            | 14,808             | 15,100            | 16,681            | 17,882            | 19,439            | 21,522            | 13,920            |

(3) 各課の取組状況



(令和7年度墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第6次改定に伴う職員アンケート回答から抜粋 n=476)

## 第2章 墨田区温暖化対策実行計画（事務事業編 第6次計画）

### 1 計画策定について

墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、地球温暖化対策推進のために策定が義務付けられた計画で、当該地方自治体の事務及び事業に関し、地球温暖化対策を目的に策定するものです。また、策定に当たっては国の「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）」に即して行うよう規定されており、本計画の内容はこの「地球温暖化対策計画」と整合性を図るものとしています。

### 2 計画の目的

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画」として、本区が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

### 3 計画期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

### 4 計画の対象範囲

#### （1）計画の範囲

本区の施設（指定管理施設を含む。）の維持管理と本区が実施するすべての事務事業を対象とします。

#### （2）対象とする温室効果ガス

| ガスの種類                    | 主な発生原因                                 |
|--------------------------|--|
| 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）  | 電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。      |
| メタン（CH <sub>4</sub> ）    | 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 |
| 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） | 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。        |
| ハイドロフルオロカーボン類（HFC）       | カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。                  |

注：パーフルオロカーボン類（PFC）と六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、区の事務事業では排出されていないため、本計画から除外します。

## 5 計画の目標

### (1) 温室効果ガスの削減目標

第6次計画における温室効果ガスの削減目標は、次のとおりとします。

- 第6次計画期間中の削減目標  
2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を51%削減する。
- 2035（令和17）年度削減目標（中長期目標）  
2013（平成25）年度比で、2035（令和17）年度までに温室効果ガス排出量を63%削減する。

### (2) 削減目標の考え方

本計画では、地球温暖化対策計画（業務その他部門）の削減目標に即して、第5次計画での温室効果ガス削減実績や今後の見込みなどを考慮し、2030（令和12）年度までの目標を設定しました。

#### ○第6次計画期間中の削減目標

|                             | 基準値                |                   |                   |                    |                    | 目標年度               |
|-----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                             | 2013年度<br>(平成25年度) | 2026年度<br>(令和8年度) | 2027年度<br>(令和9年度) | 2028年度<br>(令和10年度) | 2029年度<br>(令和11年度) | 2030年度<br>(令和12年度) |
| 目標値<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 26,825             | 20,119            | 18,778            | 17,168             | 15,291             | 13,145             |
| 削減割合<br>(%)                 | —                  | △25.0             | △30.0             | △36.0              | △43.0              | △51.0              |

### (3) エネルギー使用量の削減目標

電気、ガス、熱及び燃料のエネルギー使用量は、エネルギーの使用と合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、前年度比1%以上の削減を目標とした取組を継続することで、温室効果ガス削減の目標達成を目指します。

また、第5次計画に引き続き、水の使用量、紙の使用量及び庁舎からの廃棄物排出量も前年度比1%以上の削減を個別の目標として加えます。

### (4) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、毎年調査を実施している省エネ法に基づく報告書の各エネルギー使用量の数値を集計し算出します。なお、温室効果ガス排出量は、次の数式により算出します。

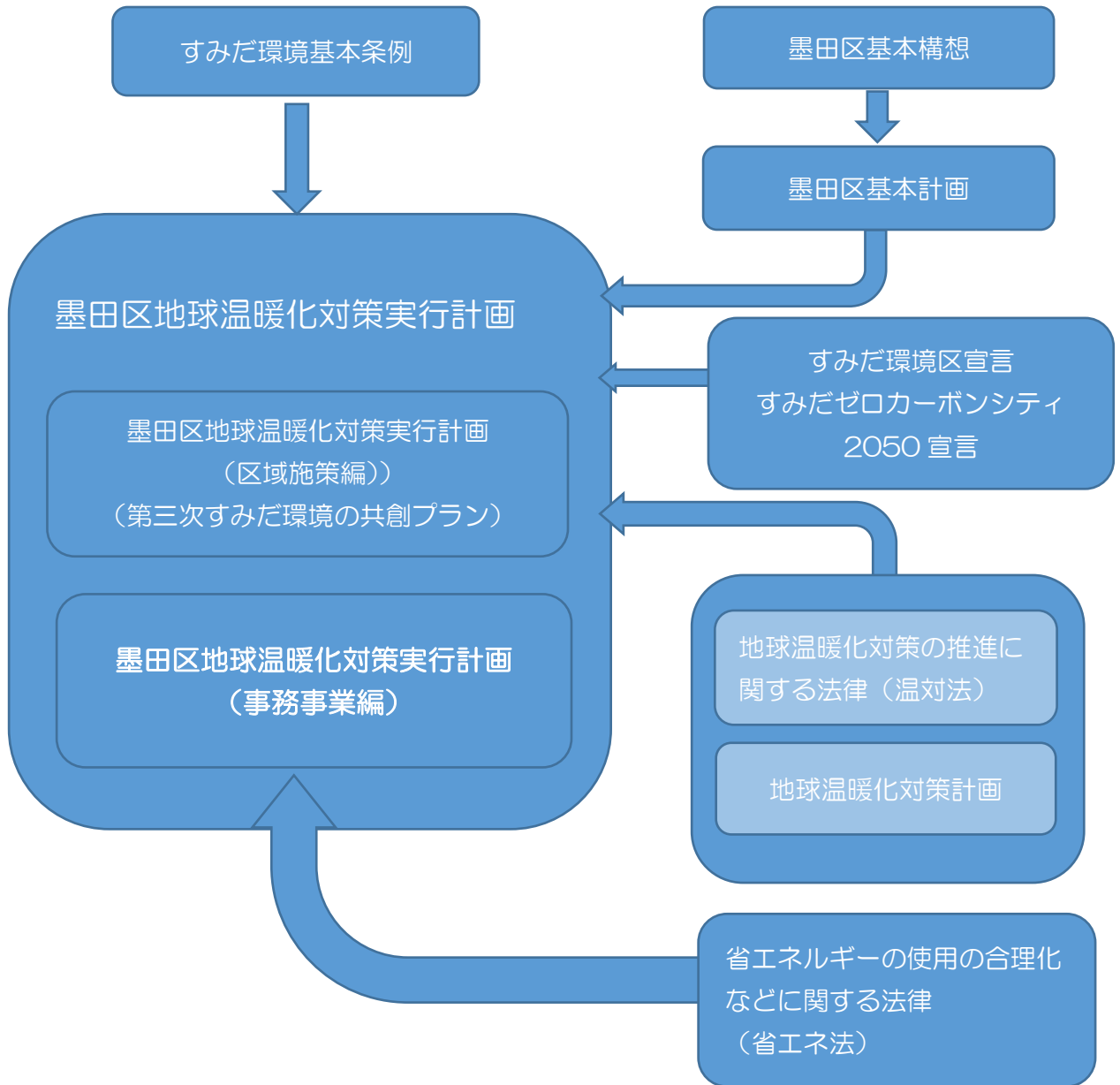
$$\text{温室効果ガス排出量} = [\text{※1 活動量}] \times [\text{※2 排出係数}] \times [\text{※3 地球温暖化係数}]$$

※1 活動量：電気・ガス・燃料・熱の使用量、自動車の走行距離及びカーエアコンの使用

※2 排出係数：活動量から温室効果ガス排出量を算定する換算値

※3 地球温暖化係数：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を基準として、他の温室効果ガスがどれだけの温室効果があるかを示した数

## 6 計画の位置付け



### 第3章 温室効果ガス削減の取組

温室効果ガス削減には、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入など、ハード面の取組が効果的ですが、日常業務において職員一人ひとりが、気候変動の問題を意識し、省エネルギーを徹底することも不可欠です。

以下の事項について取組の強化を図り、庁内の脱炭素化を推進し、「ゼロカーボンシティすみだ」の実現に貢献していくものとします。

#### 1 徹底した省エネルギー化の推進

公共施設・区有施設において、断熱性能の向上や照明のLED化等、建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減を図ります。また、施設の整備、改築時にはZEB化の実現を目指します。

また、エネルギー使用量の削減のため、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、転換を推進します。

#### 2 再生可能エネルギー利用の拡大

区の事務事業から排出されている温室効果ガスのうち、69.4%が電力の使用に伴うものです。公共施設・区有施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行います。

なお、区有施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は、災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでも有効な取組です。

また、今年度策定した「第三次すみだ環境の共創プラン」に基づき、さらに再生可能エネルギー由来の電力調達を推進し、各施設の再生可能電力の導入状況を事務事業編の進捗状況報告とともに公表していきます。

#### ○ 第6次計画期間中の再生可能エネルギー電力導入目標

2030年度末までに全公共施設に再生可能エネルギー電力を導入する。

※省エネ法に基づき、報告を行っている施設を対象とする。(令和7年10月現在120施設)

#### 3 庁有車の次世代自動車への転換等

庁有車の次世代自動車への転換及び公共施設への充電設備設置にかかる検討を行います。

#### 4 環境行動の推進・日常業務における取組

##### (1) 環境行動の提案

令和7年度墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第6次改定に伴い実施した職員アンケートにより、温室効果ガス削減に効果的であると考えられる取組を提案していただきました。これらの提案をきっかけに全職員が環境行動に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| エネルギー効率と設備改善  | 施設の断熱改修                    |
|               | 公共施設への再生可能エネルギーの導入         |
|               | より効率的な空調設備の導入              |
|               | 公用車のZEV化の推進                |
| 職場環境と業務効率化    | 業務効率化による残業時間の削減            |
|               | DXと連携したペーパーレス化の具体的支援       |
|               | タブレットを活用したペーパーレス会議の実施      |
| 啓発活動と意識向上     | 定期的な庁内研修の実施                |
|               | 掲示板やメールを活用した啓発活動           |
| 目標設定と進捗管理     | 部署や個人ごとの役割や行動の明確化          |
|               | CO2排出量や削減量の可視化             |
|               | 取組の効果を数値化し、部署ごとに評価         |
|               | より実効性のある目標設定の導入            |
|               | 公共施設における再生可能エネルギー導入の目標値の設定 |
| 具体的な省エネ・省資源活動 | インク設定を「やや薄め」に統一する（全庁ルール化）  |
|               | 裏紙使用の徹底                    |
|               | グリーン購入法に基づく物品の調達の徹底        |
|               | ごみ分別とリサイクルの強化              |

##### (2) 業務における取組

| 項目    | 取組内容  |
|-------|---|
| 用紙の削減 | 会議資料の電子化を推進する。                                    |
|       | 文書のペーパーレス化を徹底する。                                  |
|       | コピーや印刷を行う際は、両面印刷、裏紙利用を徹底する。                       |
|       | 印刷物は事前に配布計画を立て、印刷する枚数を最小限に抑える。                    |
| 照明の利用 | 不用な照明を消灯する。                                       |
|       | 昼休みは窓口を除き消灯する。                                    |
| 空調の利用 | クールビズ・ウォームビズを励行し、適正な温度管理に努める。                     |
|       | 空調を効率的に運転するため、夏季はブラインドやカーテンを使い日射を遮り、冬季は自然光を取り入れる。 |
|       | 夏季は雨水などの2次利用水を利用して打ち水を行う。                         |

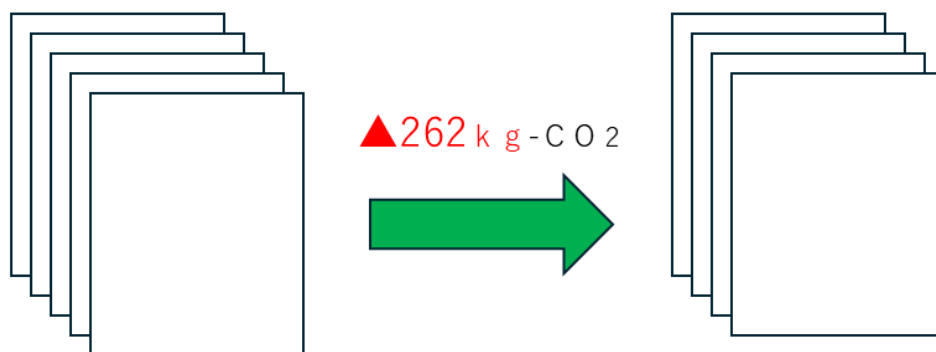
|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 公用車の使用 | エコドライブを実践する。                |
|        | 自転車や公共交通機関の利用を優先する。         |
|        | 庁有車の次世代自動車への転換にかかる検討を行う。    |
|        | 車両整備は適切に実施する。               |
| その他    | 節水を徹底する。                    |
|        | グリーン購入法※に基づいた物品調達を行う。       |
|        | エレベーターの使用は最小限とし、階段の利用を推進する。 |

※グリーン購入法とは？

「グリーン購入法」（正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）は、平成12年に制定され、一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達を、国や独立行政法人等に義務付けています。

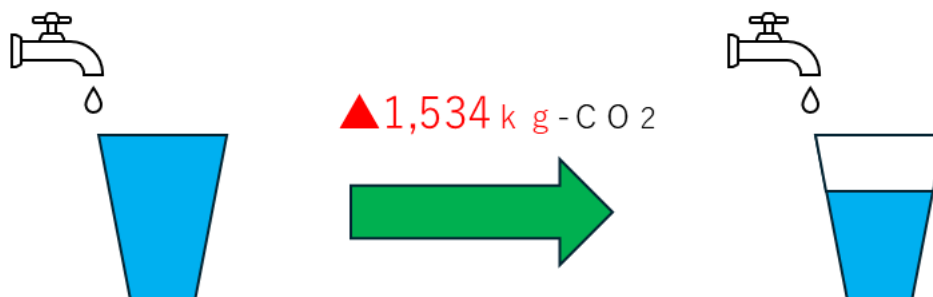
### （3）取組による削減効果の例

○区職員が1日1枚紙の使用量を1年間にわたって削減した場合のCO<sub>2</sub>削減量



- A4用紙1枚の重量4g 20日×12か月=240日 職員数約1,900人  
 $4g \times 240日 \times 1,900人 = 1,824,000g \rightarrow 1,824kg$
- 用紙を焼却した場合のCO<sub>2</sub>排出係数：t CO<sub>2</sub>/t → 0.144
- 削減量：1,824kg × 0.144 = 262.656kg  
 ※ 排出係数は環境省算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧から抜粋

○水道使用量を1%削減した場合のCO<sub>2</sub>削減量



- 令和6年度水道使用量：597,219 m<sup>3</sup> 1%削減した場合の削減量：5,972 m<sup>3</sup>
- 水1 m<sup>3</sup>あたりのCO<sub>2</sub>排出量：257g → 0.257kg
- 削減量：5,972 m<sup>3</sup> × 0.257kg = 1,534kg  
 ※ 1 m<sup>3</sup>あたりのCO<sub>2</sub>排出量は東京水道局CO<sub>2</sub>計算ツールから抜粋

○エコドライブの実践（エコドライブ 10 のすすめから抜粋：環境省ホームページ）

・ふんわりアクセル「e スタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう  
（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。やさしい  
発進を心がけるだけで、10%燃費が改善します。



・減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、  
早めにアクセルから足を離しましょう。  
そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。



以上のエコドライブを実践すると 12%燃費が改善

庁用車で1年間エコドライブを実践した場合のCO<sub>2</sub>削減量

令和6年度の燃料使用量：96,146ℓ 12%削減した場合の削減量：11,537ℓ

燃料1ℓあたりのCO<sub>2</sub>排出係数：2.25kg-CO<sub>2</sub>

庁用車で1年間エコドライブを実践した場合のCO<sub>2</sub>削減量：11,537ℓ × 2.25kg = 25,958kg

▲25,958 kg - CO<sub>2</sub>



ECO

## 第4章 計画の推進・点検・評価

### 1 推進体制

本計画は、墨田区環境基本条例推進本部設置要綱に基づき設置している墨田区環境基本条例推進本部が中心となり、その進捗状況を管理していきます。

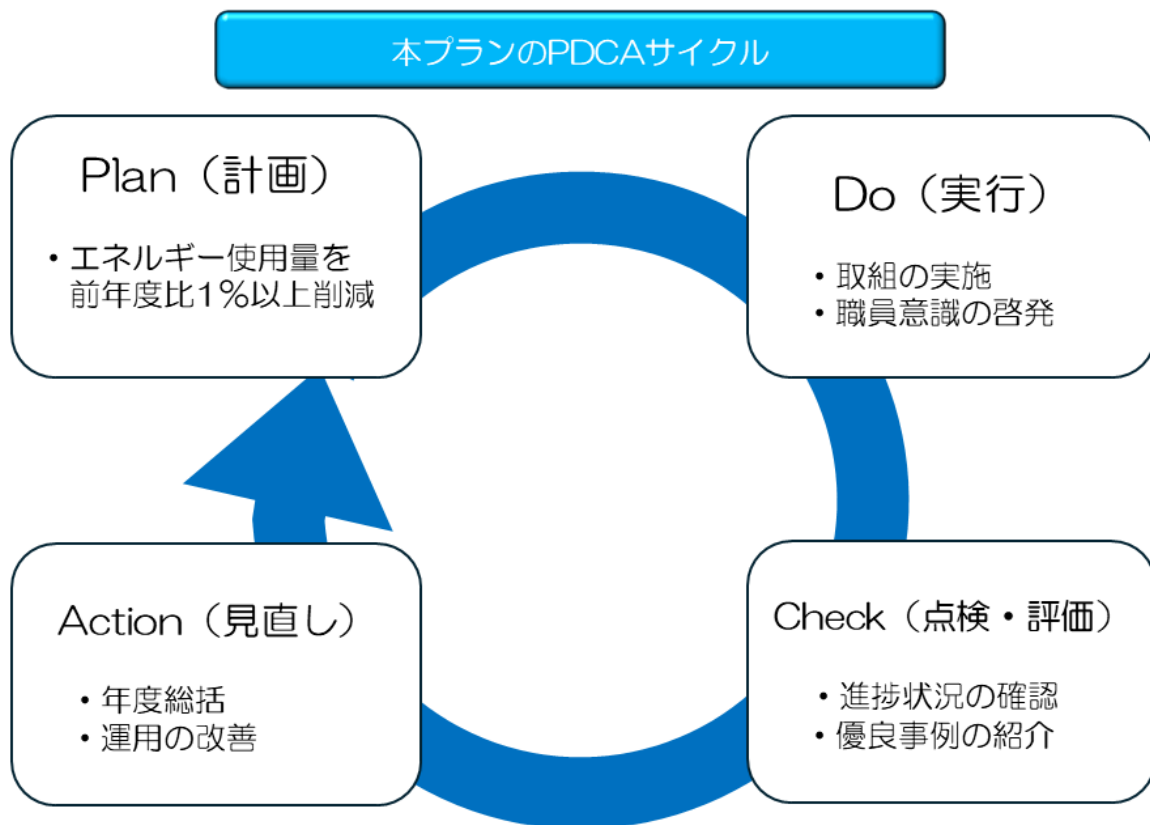
目標達成に向けて、「第3章 温室効果ガス削減の取組」に基づき、職場の環境リーダーであるエコマネージャーを中心に各職場で取組を着実に進め、実施状況について定期的に点検を行います。

また、建物の建築、改修時及び設備を更新する時には、本計画に基づき、環境に十分配慮した設計や省エネルギー設備の導入等の取組を行います。

こうした取組の積み重ねにより、区の事務事業から排出される温室効果ガスを着実に削減していきます。

### 2 推進方法

本計画はPDCAサイクルによって推進を図ります。



#### ○ Plan (計画)

各課、事業所及び各小中学校は、第3章に掲げる環境行動の推進・日常業務における取組をもとに、その実現に向け努力します。また各事業所（指定管理者を含む。）並びに小中学校及び幼稚園では、管理する施設のエネルギー使用量を把握し、エネルギー使用量を前年度比で1%以上削減する目標を設定します。

#### ○ Do (実行)

全職員が、本計画に基づき事務事業から排出される温室効果ガス削減のため取り組みます。

エコマネージャーは職員の取組状況をチェックし、必要に応じて職場内に啓発の呼びかけを行うなど、職員の積極的な取組を促していきます。

○ Check（点検・評価）

環境保全課は庁舎及び事業所から排出される電気やガス、燃料等の使用量を調査し、温室効果ガス排出量を把握するとともに、当該期間の温室効果ガスの削減量について周知します。あわせて環境保全課及び教育委員会は、定められた報告手続きに従い、集計結果を国及び東京都へ報告します。

また、他自治体の優良事例について情報提供を行い、さらなる温室効果ガス削減に努めます。

○ Action（見直し）

環境保全課は、集計結果を点検し、目標の達成状況、各課の取組状況等について、墨田区環境基本条例推進本部へ報告します。また、取組項目の改善・変更が必要な時は、墨田区環境基本条例推進本部に諮ったうえ、修正を行い、次年度以降の取組に反映させます。

3 公表

本計画の内容及び区の取組状況については、区ホームページで公表していきます。

4 職員に対する研修等

職員一人ひとりが環境問題に対し当事者意識を持ち、省エネルギー行動の実践を促すため、毎月5日に配信するメールニュースにおいて、環境に関する様々な話題や区の取組、計画の進捗状況及び身近な環境行動の具体例等について情報発信していきます。

また「エコマネージャー」に対する説明会において、地球温暖化問題や温室効果ガス削減の現状について情報提供を行い、職場の環境リーダーとしての意識向上を図るほか、環境保全課から適宜情報提供を行っていきます。

## 参考資料

### 1 本計画で用いる地球温暖化係数及び算定に用いる排出係数

#### (1) 地球温暖化係数

二酸化炭素を1として、温室効果ガスにどれだけの温暖化能力があるかを示す指標のこと。

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | 1     |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    | 28    |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) | 265   |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFC-134a)  | 1,300 |

ハイドロフルオロカーボン類については、区の排出源がカーエアコンの使用によるものなのでテトラフルオロエタン (HFC-134a) の数値を用いている

※IPCC 第5次評価報告書による数値

#### (2) 排出係数

単位生産量、消費量当たりの二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。電力の場合、電力会社が1 kWhの電力を作り出すために、どれくらいの二酸化炭素を排出したかを示す指標。

実二酸化炭素排出量÷販売電力量で算出され、単位は「kg-CO<sub>2</sub>/kWh」

第6次計画で使用する排出係数は、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度(環境省)の算定方法及び排出係数一覧にある係数を使用する。

#### (3) 電力の排出係数の推移

| 排出係数(実係数)       |                 |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 2020年<br>(令和2年) | 2021年<br>(令和3年) | 2022年<br>(令和4年) | 2023年<br>(令和5年) | 2024年<br>(令和6年) |
| 0.457           | 0.447           | 0.457           | 0.457           | 0.485           |

## 2 参考条文等

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)抜粋 (地方公共団体実行計画)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実行しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

#### (2) 地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)抜粋

第3章 目的達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2 「地方公共団体」の基本的役割

(2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指す。このため都道府県及び市町村は本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置に関する計画を策定し、及び実施する。

第2節 地球温暖化対策・施策

1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

①エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

B. 業務その他部門の取組

業務その他部門における2022年度の二酸化炭素排出量は、1億7,900万t-CO<sub>2</sub>であり、2013年度比で23.6%減少している。減少要因は、電力の二酸化炭素排出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したことや、省エネルギー等によりエネルギーの消費原単位が改善し、エネルギー消費量が減少したこと等による。一方、2030年度目標、2040年度目標の達成に向け、同部門の排出量をそれぞれ2013年度比で約51%、80%削減する必要があり、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減対策、省エネ法に基づく措置や自主行動計画に基づく対策の着実な推進等を通じて排出削減を図る。

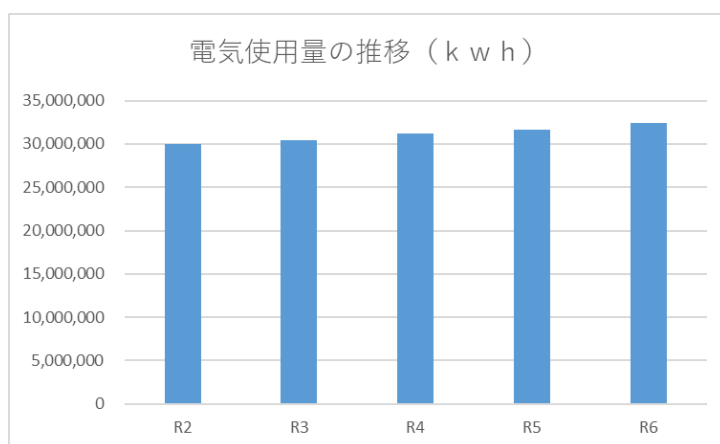
また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより同部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、より一層のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底を図る。

### 3 各エネルギー等使用量の推移

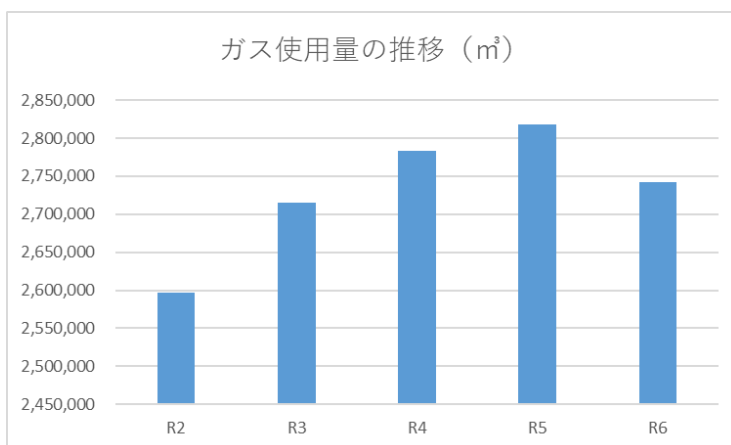
会議等のペーパーレス化が進み、紙の使用量は減少傾向にあるものの、電気、熱、水道等の使用量及び廃棄物の排出量が増加し、目標には程遠い状況となっています。

近年は猛暑日の増加、都内での集中豪雨による水害の発生等の気象現象を受け、区民等が地球温暖化を肌で感じ、気候変動対策が注目されるなか、区が率先して再生可能エネルギーを活用し、職員一人ひとりが環境配慮意識をもって省エネルギー行動を実践していくことが不可欠となっています。

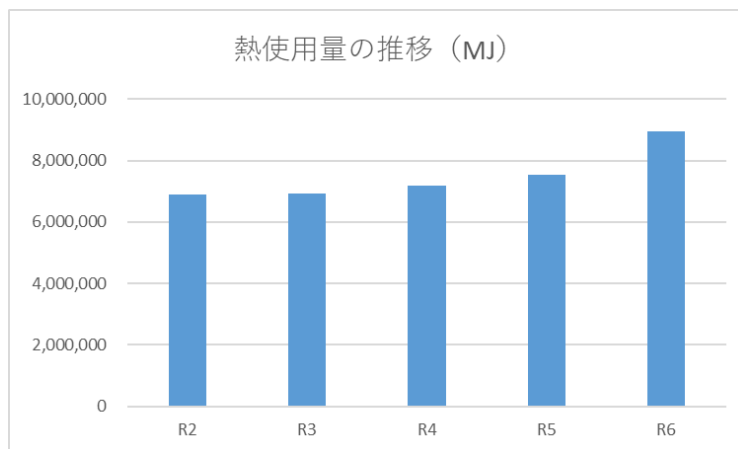
#### (1) 電気使用量の推移



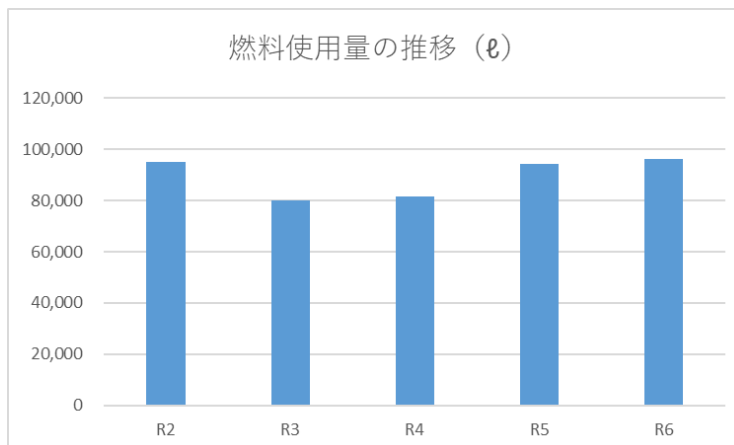
#### (2) ガス使用量の推移



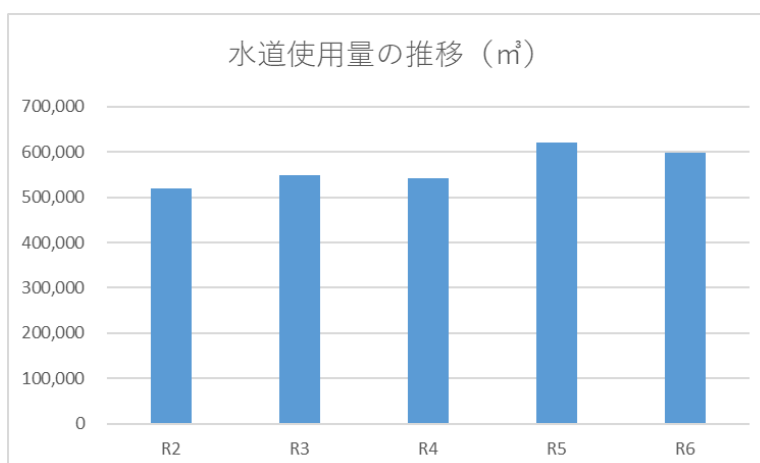
(3) 熱使用量の推移



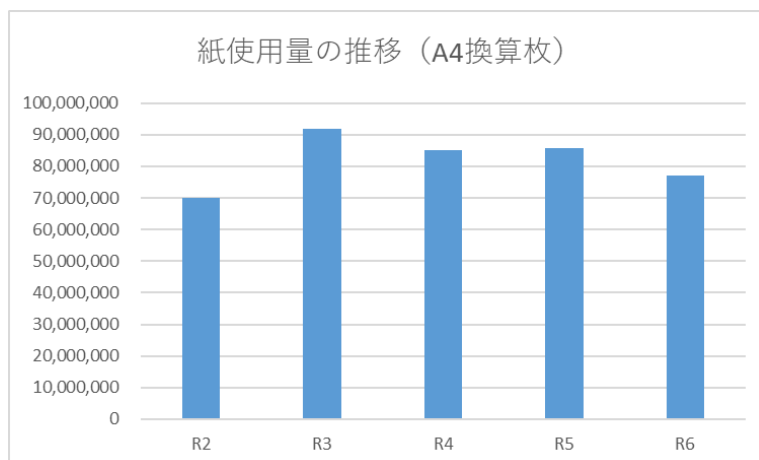
(4) 燃料使用量の推移



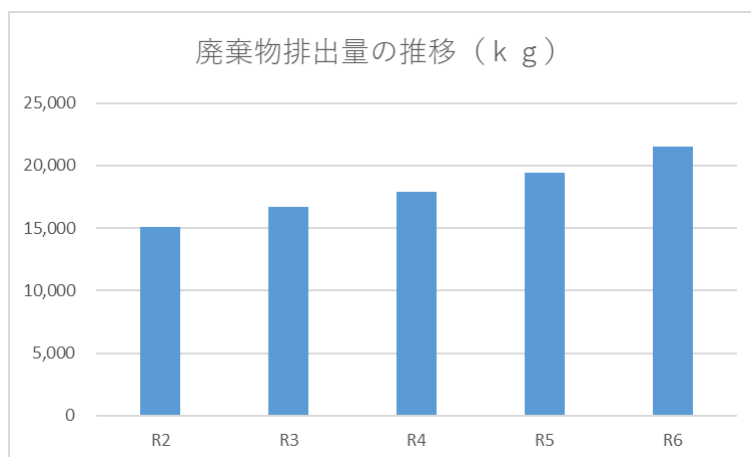
(5) 水道使用量の推移



(6) 紙使用量の推移



(7) 廃棄物排出量の推移



墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第6次計画（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

墨田区資源環境部環境保全課

〒130 - 8640 墨田区吾妻橋1 - 23 - 20

TEL 03 (5608) 6207

FAX 03 (5608) 1452

URL <http://www.city.sumida.lg.jp>